

平成25年11月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成25年11月28日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成25年11月28日（木）

- | | | |
|-----|------------|---|
| 第1 | 議席の指定 | |
| 第2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第3 | 会期の決定 | |
| 第4 | 認定第1号 | 平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第5 | 認定第2号 | 平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第6 | 議案第7号 | 岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療財政調整基金条例 |
| 第7 | 議案第8号 | 岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び岩手県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例 |
| 第8 | 議案第9号 | 東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 第9 | 議案第10号 | 平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 第10 | 議案第11号 | 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて |
| 第11 | 議案第12号 | 平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） |
| 第12 | 議案第13号 | 平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 第13 | 議案第14号 | 岩手県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて |

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

出席議員（31名）

1番	濱 欠 明 宏 君	2番	菅 原 恒 雄 君
3番	平 賀 守 君	4番	小 原 享 子 君
5番	古 舘 章 秀 君	8番	関 善次郎 君
9番	梶 屋 伸 夫 君	10番	山 本 賢 一 君
11番	浅 沼 幸 雄 君	12番	小 山 雄 幸 君
13番	千 田 勝 治 君	14番	松 坂 喜 史 君
15番	猿 子 恵 久 君	16番	中 崎 和 久 君
17番	八 幡 文 耕 君	18番	櫻 庭 豊太郎 君
19番	内 田 和 良 君	20番	児 玉 正 彦 君
21番	菊 池 孝 君	22番	阿 部 義 正 君
23番	笹 渡 昇 君	24番	武 田 猛 見 君
25番	浜 川 末 松 君	26番	田 村 繁 幸 君
27番	千 田 力 君	28番	石 川 章 君
29番	昆 暉 雄 君	30番	合 砂 丈 司 君
31番	武 田 平 八 君	32番	長谷川 和 男 君
33番	鈴 木 隆 昭 君		

欠席議員（2名）

6番	船 野 章 君	7番	工 藤 由 春 君
----	---------	----	-----------

説明のため出席した者

広域連合長	谷 藤 裕 明 君	事務局 長	浅 沼 秀 夫 君
代表監査委員	藤 尾 善 一 君	次 長 兼 総 務 課 長	村 田 光 宏 君

業務課長 三上幸廣君 会計管理者兼
会計室長 沢田修悦君
事務代理

職務のため出席した者

議会書記長 村田光宏君 議会書記 工藤浩統君
議会書記 菊池一茂君

開会 午後 2時12分

◎開会及び開議の宣告

○議長（菅原恒雄君） これより、平成25年11月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会
を開会します。

本日の出席議員は31名であります。

欠席の通告は、船野章議員、工藤由春議員、以上2名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（菅原恒雄君） 最初に諸般の報告をします。

監査委員から、例月出納検査の結果報告10件があります。

お手元に資料を配付しておりますのでご了承願います。

◎議席の指定

○議長（菅原恒雄君） これより本日の議事日程に入ります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

新たに広域連合議会議員に3名の方が選出されましたことに伴い、議席を議長において指定します。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

村田書記長。

○議会書記長（村田光宏君） 議席番号12番 小山雄幸議員、議席番号30番 合砂丈司議員、議席番号33番 鈴木隆昭議員。

以上でございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菅原恒雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、22番 阿部義正議員、23番 笹渡昇議員、の2名を指名します。

◎会期の決定

○議長（菅原恒雄君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定しました。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第4、認定第1号「平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） それでは、お手元に配付しております議案書をごらん願います。

1ページをお開き願います。

認定第1号「平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定」につきましての概要をご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定をいただくため、提出するものであります。

この議案書のほかに、別冊の平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書の一般会計歳入歳出決算書1ページから8ページをごらん願います。

はじめに、決算書、5ページから6ページをお開き願います。

一般会計の歳入総括表であります。

歳入であります。予算現額10億9,742万7,000円に対しまして、収入済額は10億9,762万3,258円で、予算額に対する収入済額の比率は100.01%であります。

次に、決算書7ページから8ページをお開き願います。

一般会計の歳出総括表であります。

歳出であります。予算現額10億9,742万7,000円に対しまして、支出済額は10億8,769万7,607円で、執行率は99.11%であります。

不用額は972万9,393円となっております。

次に、ページをお戻りいただきまして、4ページをお開き願います。

表外下段をごらん願います。

平成24年度一般会計歳入歳出における歳入歳出差引残額は992万5,651円となり、これを翌年度へ繰り越すものでございます。

詳細につきましては、会計管理者からご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 当局からの提案理由の説明が終わりました。

審議に先立ち、会計管理者から平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の概要について説明があります。

沢田会計管理者。

○会計管理者兼会計室長事務代理（沢田修悦君） それでは、平成24年度一般会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

お手元にお配りしております平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算書の9ページから20ページまでの事項別明細書に沿って収入済額、支出済額を読み上げる形でご説明してまいりたいと思います。

まず、歳入でございますが、9ページ、10ページをごらん願います。

第1款分担金及び負担金の収入済額は1億8,229万円となっており、第1項負担金も同額となっております。当広域連合規約に基づく、事務局運営に要する事務費や職員の人件費などの共通経費に係る市町村の負担金でございます。

第2款国庫支出金は8億9,456万7,712円。第1項国庫負担金が56万7,550円となっております。保険料不均一賦課に係る国庫負担金でございます。

第2項国庫補助金が8億9,400万162円となっております。これは保険料の軽減措置などに係る高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金でございます。

11ページにまいりまして、第3款県支出金は56万7,550円で、第1項県負担金も同額となっております。保険料不均一賦課に係る県負担金でございます。

次に、第4款財産収入は95万5,708円となっており、第1項財産運用収入も同額となっております。財政調整基金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金の預金利子収入でございます。

第6款繰入金は726万3,422円となっており、第1項基金繰入金も同額となっております。財政調整基金からの繰入金でございます。

第7款繰越金は1,160万3,789円となっております。一般会計における前年度、23年度からの繰越金でございます。

第8款諸収入は37万5,077円。第1項預金利子が1万2,073円となっております。歳計現金の運用に係る預金利子であり、歳入の予算額の割合によりまして、一般会計と特別会計とに案分して計上しているものでございます。

第2項雑入が36万3,004円となっております。雑入の内訳につきましては、14ページの備考欄に記載のとおり、職員用に借り上げている住宅の使用に係る職員の自己負担分などとな

ってございます。

次に、13ページ、14ページ下段をごらん願います。

歳入合計でございますが、予算現額10億9,742万7,000円に対しまして、調定額は10億9,762万3,258円で、収入済額も同額であります。

収入未済額はございませんでした。

次に歳出でございますが、15、16ページをお開き願います。

第1款議会費は134万6,706円となっております。

第2款総務費は10億8,521万5,801円。第1項総務管理費が10億8,504万8,436円となっております。支出の内容につきましては、16ページ、18ページの備考欄に記載してございますとおり、広域連合事務局の管理に要する事務的経費のほか、派遣職員の人件費相当額を派遣元市町村に支払う負担金や、財政調整基金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金などでございます。

次に、第2項選挙費は、支出はございませんでした。

第3項監査委員費は16万7,365円となっております。

次に、19、20ページをごらん願います。

第3款民生費は113万5,100円となっており、第1項社会福祉費も同額となっておりますが、これは、保険料不均一賦課に係る財源補填のため、国及び県から交付された負担金を一般会計で受け、特別会計へ繰り出したものでございます。

第4款予備費の支出はございませんでした。

以上の結果、下段にございますように、歳出合計は、予算現額10億9,742万7,000円に対しまして、支出済額が10億8,769万7,607円となり、不用額が972万9,393円となったところでございます。

以上で一般会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきますが、決算書のほか、お手元に主要施策の成果に関する報告書を提出しておりますので、併せてごらんいただきたいと存じます。

よろしくお願いたします。

○議長（菅原恒雄君） 会計管理者からの説明が終わりました。

引き続き、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

藤尾善一代表監査委員。

○代表監査委員（藤尾善一君） それでは、平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会

計の決算審査報告をいたします。

地方自治法に基づきまして、平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算につきまして、平成25年7月25日に、決算審査を実施いたしました。

その結果につきまして、広域連合長あて審査意見を提出いたしました概要をご報告申し上げます。

歳入歳出決算の内容につきましては、ただいま会計管理者から説明がございましたので、これは省略させていただきます。

審査の結果につきましては、いずれも、地方自治法など関係法令の定めるところにより、適正に調製されているものと認められました。

また、決算書及び関係書類の計数は、関係書類などにより照合した結果、正確であり、会計処理手続につきましても、適正であると認めたところでございます。

予算の執行につきましては、関係法令による制度の趣旨に沿い、概ね、適正かつ効率的に執行されているものと認められます。

以上、平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計決算審査意見の概要についてご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元の審査意見書をごらんいただきたいと思います。

○議長（菅原恒雄君） 監査委員からの決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第1号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

認定第1号「平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は、認定することに決しました。

◎認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第5、認定第2号「平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） それでは、議案書2ページをお開き願います。

認定第2号「平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」につきましての概要をご説明申し上げます。

また、別冊となっております、平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算書の特別会計歳入決算書の21ページから28ページをごらん願います。

はじめに、決算書25ページから26ページをお開き願います。

特別会計の歳入総括表であります。

歳入であります。予算現額1,451億40万9,000円に対しまして、収入済額は1,472億5,319万3,428円で、予算額に対する収入済額の比率は101.48%であります。

また、収入未済額が725万7,446円となっておりますが、これは医療給付に係る返納金及び医療機関からの返還金等の未収金であります。

これまで未収金につきましては、各年度末において、一旦調定取消しを行い、次年度以降、収納した時点で事後調定としてきたところでありますが、他の広域連合における会計検査院の实地検査で、国庫負担金の精算は、実収入額ではなく、調定額により精算すべきであり、返納金等の事後調定を改めるべきとの指摘がありましたので、平成24年度において過年度未収分全ての調定を行い、国庫負担金等の精算を行うこととし、現年度分も含め、年度末における未収分は収入未済額として計上し、調定繰越を行うこととしたものであります。

次に、決算書27ページから28ページをお開き願います。

特別会計の歳出総括表であります。

歳出であります。予算現額1,451億40万9,000円に対しまして、支出済額は1,429億6,45

3万6,409円で、執行率は98.52%であります。

不用額は21億3,587万2,591円となっております。

ページをお戻りいただきまして、24ページをお開き願います。

表外下段をごらん願います。

平成24年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算における歳入歳出差引残額は、42億8,865万7,019円となり、これを翌年度に繰り越すものでございます。

詳細につきましては、会計管理者からご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 審議に先立ち、会計管理者から平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての説明があります。

沢田会計管理者。

○会計管理者兼会計室長事務代理（沢田修悦君） 平成24年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要につきご説明申し上げます。

一般会計と同様に、お手元にお配りしている歳入歳出決算書の29ページから52ページまでを歳入歳出に沿って、収入済額、支出済額を読み上げる形でご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、29、30ページをごらん願います。

第1款市町村支出金は218億1,693万1,948円。第1項市町村負担金も同額で、第1目事務費負担金が2億6,156万9,000円となっております。制度運営に要する事務費など共通経費に係る市町村の負担金でございます。

第2目保険料等負担金は103億1,293万1,834円。第1節保険料負担金が75億1,090万6,848円となっております。被保険者から徴収した保険料負担金、市町村の負担金でございます。

31、32ページにまいります。第2節保険基盤安定負担金は28億22万5,911円となっております。これは、保険料軽減措置に係る市町村の負担金でございます。

次に、33、34ページにまいりまして、第1款第3節延滞金負担金が、179万9,075円となっております。これは、保険料の納付が遅れた被保険者から徴収した延滞金に係る市町村の負担金でございます。

次に、第3目療養給付費負担金が112億4,243万1,114円となっております。その市町村に住所を有する被保険者の医療に要した経費のうち、公費負担分の12分の1に相当する市町村の負担金でございます。

第1節現年度分が112億1,243万7,000円、第2節過年度分が2,999万4,114円となっております。

ます。

次に、第2款、国庫支出金は500億1,997万7,968円となっております。

第1項国庫負担金が349億4,386万4,694円。第1目療養給付費負担金が345億8,633万6,600円で、医療費の公費負担分の12分の3に相当する国の負担金でございます。

35、36ページにまいります。第2目高額医療費負担金が3億5,752万8,094円となっております。これは、高額医療費支給時に係る国庫負担金でございます。

第2項国庫補助金が、150億7,611万3,274円で、第1目調整交付金が、149億9,962万1,000円となっております。広域連合間における被保険者の所得格差による財政の不均衡を是正するための普通調整交付金と、災害その他特別な事情がある広域連合に交付される特別調整交付金でございます。

第2目保健事業補助金。第1節健康診査費補助金が6,154万2,000円。被保険者の健康診査実施に対する補助金でございます。

第3目総務費補助金。第1節医療費適正化事業費補助金が581万1,000円。後発医薬品の使用促進及び医療機関の適正受診に関する普及啓発事業等の実施に対する補助金でございます。

第4目特別高額医療費共同事業補助金が516万7,979円。これは、著しく高額な医療費の負担緩和を図るために国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業への拠出金に対する補助金でございます。

次に、第5目後期高齢者医療災害臨時特例補助金が26万6,000円。これは、福島第一原発事故の被災者に対する一部負担金の免除や保険料の減免などの特例措置を行ったものに対する補助金でございます。

第6目高齢者医療制度円滑運営補助金が370万5,295円。平成24年度に実施されました全広域連合の標準システム改修に伴い必要となった当広域連合独自システムの改修費用に対する補助金でございます。

次、37、38ページにまいります。第3款県支出金は、116億516万780円で、第1項県負担金が115億7,308万7,780円となっております。

第1目療養給付費負担金が112億722万9,591円で、医療費の公費負担分の12分の1に相当する県の負担金でございます。

第2目高額医療費負担金が3億6,585万8,189円となっております。高額医療費給付に係る県の負担金でございます。

次に、第3項県補助金は3,207万3,000円で、第1目一部負担金特例措置支援事業費補助金でございます。第1節も同額となっております。東日本大震災の被災者を対象とした一部負担金免除措置の継続に係る県補助金でございます。

第4款支払基金交付金は573億5,651万2,000円となっております。これは、現役世代が加入する保険からの支援金として、医療給付費の約4割相当額が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

第5款特別高額医療費共同事業交付金は2,090万625円となっております。先ほど国庫補助金でご説明した、著しく高額な医療費の負担緩和を図るために設けられた制度に係る国保中央会からの交付金でございます。

次に、39、40ページをお開き願います。

第8款繰入金でございますが、10億3,819万7,120円となっております。第1項一般会計繰入金、第1目、保険料不均一賦課繰入金が113万5,100円。これは、保険料不均一賦課に係る国・県からの負担金を一般会計から繰り入れたものでございます。

第2項基金繰入金。第1目、第1節後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金が10億3,706万2,020円となっております。保険料軽減措置などの財源補填として、後期高齢者医療制度臨時特例基金から繰り入れたものでございます。

第9款繰越金は52億3,533万963円で、後期高齢者医療特別会計における前年度からの繰越金でございます。

第11款諸収入は1億6,018万2,024円となっております。第1項延滞金、加算金及び過料の収入はございませんでした。第2項預金利子は819万8,420円で、歳計現金の運用に係る預金利子でございます。

第3項雑入は1億5,198万3,604円となっております。次ページにまいりまして、第1目第三者納付金が1億4,164万3,318円、第2目返納金が605万835円、第3目雑入が428万9,451円となっております。

以上、歳入合計は、41、42ページ下段にありますとおり、予算現額1,451億40万9,000円に対しまして、調定額は1,472億6,045万874円、収入済額が1,472億5,319万3,428円で、不納欠損額はございませんでしたが、収入未済額が725万7,446円となっております。

次に、歳出でございますが、43、44ページをお開き願います。

第1款総務費は2億7,280万6,625円。第1項総務管理費が2億7,242万3,296円となっております。第1目、一般管理費も同額となっております。支出内容につきましては44ペー

ジ及び46ページの備考欄に記載しておりますが、主なものといたしましては、各種通知のための郵便料、後期高齢者医療制度運営に係る各種業務委託料や電算処理システム借上料などでございます。

45、46ページをごらん願います。

第2項賦課徴収費が38万3,329円となっております。被保険者の情報提供業務委託料が主な支出でございます。

次に、第2款保険給付費は1,389億9,081万5,247円となっております。被保険者が医療を受けた時の療養給付や自己負担額が高額となった場合の軽減制度である高額療養費の給付など、保険機関として行う保険給付に係る経費でございます。

第1項療養諸費は1,342億6,188万4,527円となっておりまして、第1目療養給付費が1,335億1,894万6,536円。第2目訪問看護療養費が3億2,342万6,777円。第4目移送費が10万9,480円、第5目審査支払手数料が4億1,940万1,734円となっております。この審査支払手数料は、国保連に委託しております診療報酬等の審査支払業務に要する経費でございます。

47、48ページにまいります。

第2項高額療養諸費は43億6,122万720円となっており、第1目高額療養費は42億8,651万6,174円、第2目高額介護合算療養費は7,470万4,546円となっております。

第3項その他医療給付費は、3億6,771万円となっており、第1目葬祭費も同額となっております。死亡した被保険者1人当たり3万円を葬祭費として支給したものでございます。

次に、第3款県財政安定化基金拠出金は1億2,498万6,584円となっております。県が設置しております後期高齢者医療財政安定化基金への拠出金でございます。国及び県も同額を基金に拠出しているものでございます。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金は1,329万4,188円となっております。著しく高額な医療費の発生による財政負担を緩和するため設けられた当該事業を運営する国保中央会に対する拠出金でございます。先ほど歳入でご説明しましたが、この拠出金に対し国庫補助金が交付されているものでございます。

次に、49、50ページをお開き願います。

第5款保健事業費は2億6,826万7,713円で、第1項健康保持増進事業費も同額となっております。

第1目健康診査費が2億3,464万8,164円となっており、市町村が実施した被保険者の健康診査費用に対する補助金が主な支出でございます。

第2目健康保持増進事業費が3,361万9,549円となっており、人間ドック等を実施した市町村への補助や健康増進啓発テレビ番組制作・放送及び小冊子作成業務並びに歯科検診業務委託料などでございます。

次に、第8款公債費の支出はございませんでした。

第9款諸支出金は32億9,436万6,052円で、第1項償還金及び還付加算金も同額となっております。

51、52ページをごらん願います。第1目保険料還付金は4,414万1,650円、第2目償還金は32億5,015万6,002円となっておりますが、備考欄に記載のとおり、平成23年度の療養給付費等の確定に伴う国、県、市町村及び支払基金からの負担金、補助金及び交付金の精算に伴う返還金でございます。

第3目還付加算金は6万8,400円となっております。被保険者への保険料還付に伴い発生した還付加算金の市町村交付額でございます。

次に、第10款予備費の支出はございませんでした。

以上の歳出合計は、表の下段にございますとおり、予算現額1,451億40万9,000円に對しまして、支出済額が1,429億6,453万6,409円で、不用額は21億3,587万2,591円となったものでございます。

以上で後期高齢者医療特別会計決算についての説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原恒雄君） 会計管理者からの説明が終わりました。

引き続き、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

藤尾代表監査委員。

○代表監査委員（藤尾善一君） それでは、平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の決算審査報告の概要を申し上げます。

審査の結果に関しましては、いずれも、地方自治法など関係法令の定めるところにより、適正に調製されているものと認められました。

また、決算書及び関係書類の計数は、関係書類などにより照合しました結果、正確であり、会計処理手続につきましても、適正であると認めたところでございます。

予算の執行につきましては、関係法令による制度の趣旨に沿い、概ね、適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

今後にあつては、制度の安定的な運営に向けまして、引き続き、市町村と連携した収納率

の向上対策やレセプト点検等による医療費の適正化対策を推進するとともに、実効ある健康づくり対策にも鋭意取り組まれることを望むものであります。

以上、平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算審査意見の概要についてご報告申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の審査意見書をごらんいただきたいと思えます。

○議長（菅原恒雄君） 監査委員からの決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第2号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

武田議員。

○24番（武田猛見君） 24番の武田猛見です。1点だけお聞きいたします。

今の49ページの保健事業費の、特に健康診査費が予算に比べると決算では減っているんですけども、実際のいわゆる受診率とか何かで本来ならば上がっていかなければならない部分があるのかなと思いつつも、逆に減ってしまっているのかなという気もするんですけども、その辺についてお聞きいたします。

○議長（菅原恒雄君） 答弁願います。

○業務課長（三上幸廣君） 受診率の件でございますけれども、受診者は実際のところは増加しておりまして、平成20年には対象者は15万8,840人に対しまして実施したものが3万4,952人となっております。

また、平成24年度は対象者が11万7,941人に対しまして実施したものが4万3,335人となっており、対象者は減っておりますが、実際の受診者数は増加しておりますので、今後も各市町村と連携を取りながら、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（菅原恒雄君） 武田議員。

○24番（武田猛見君） 受診率についてお聞きしたかったんですけども、上がっているのか、それとも下がっているのか、その辺がどういうふうな、例えば、昨年度と比べてどうだったのかというような部分をお願いします。

○議長（菅原恒雄君） 答弁願います。

○業務課長（三上幸廣君） 失礼しました。受診率につきましては、平成20年度及び21年度が約22パーセント、22年度が約33パーセント、23年度が約34パーセント、24年度が約37パ

一セントとなっております。

○議長（菅原恒雄君） 武田議員、いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

認定第2号「平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は、認定することに決しました。

ここで代表監査委員が退席いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 2時59分

○議長（菅原恒雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第6、議案第7号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医

療財政調整基金条例」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） それでは、議案書の3ページから4ページをお開き願います。

議案第7号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療財政調整基金条例」についてありますが、提案理由について、ご説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度の健全な運営に資することを目的に、後期高齢者医療特別会計の前年度決算が確定したのち、その剰余金を積み立てるため、後期高齢者医療特別会計財政調整基金を設置しようとするものであります。

以上、議案第7号につきまして、ご説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案の審議を行います。

議案第7号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第7、議案第8号「岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報保護

条例及び岩手県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） 議案書の5ページから6ページをお開き願います。

議案第8号「岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び岩手県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例」についてであります。提案理由について、ご説明を申し上げます。

国有林野の管理経営に関する法律の一部改正に伴い、国有林野事業特別会計が廃止されたため、国が経営する企業が存在しなくなったことから、個人情報保護条例及び情報公開条例の関係規定から、所要の文言を削除するものであります。

また、当該条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、議案第8号につきまして、ご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第8号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第8、議案第9号「東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） 議案書の7ページから8ページをお開き願います。

議案第9号「東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」であります。

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、原子力災害対策特別措置法に基づく指示により設定された警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点、いわゆる避難指示等対象地域に住所を有していたことにより避難した被保険者に係る、平成25年度相当分の後期高齢者医療保険料を減免の対象とするため、当該条例の一部を改正する必要がありましたことから、平成25年7月18日に専決処分を行ったものであります。

以上、議案第9号につきまして、ご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第9号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第9号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、承認することに決しました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第9、議案第10号「平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） 議案書の9ページから11ページをお開き願います。

議案第10号「平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて」であります。

保険給付費の確定に伴い、平成24年度に社会保険診療報酬支払基金から交付を受けた後期高齢者交付金の超過交付分を返還するため、後期高齢者医療特別会計について所要額の補正を行う必要が生じたことから、平成25年9月24日に専決処分を行ったものであります。

以上、議案第10号につきまして、ご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第10号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第10号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、承認することに決しました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第10、議案第11号「岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） 議案書の12ページから13ページをお開き願います。

議案第11号「岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」であります。提案理由について、ご説明を申し上げます。

雫石・滝沢環境組合の構成団体である滝沢村の市制移行に伴い、平成26年1月1日から、同組合の名称を滝沢・雫石環境組合に変更することに伴い、岩手県市町村総合事務組合から、同組合同規約の一部変更の協議議決の依頼があったため、地方自治法第292条において準用する同法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第11号につきまして、ご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第11号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号及び議案第13号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第11、議案第12号「平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第12、議案第13号「平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） 次のご説明から、「岩手県後期高齢者医療広域連合」の組織名につきましては、省略をさせていただきたいと存じますので、ご了承願います。

議案書14ページをお開き願います。

まず、議案第12号「平成25年度一般会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ892万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,569万3千円とするものであります。

議案書15ページから16ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の補正額の欄等をごらん願います。

また、別冊となっております、平成25年11月の平成25年度一般会計補正予算（第1号）に関する説明書についても、お目通し願います。

平成24年度決算において、繰越金が確定したため、財政調整基金への積立金の増額、及びその他の所要額の補正を行うものであります。

次に、議案書17ページをお開き願います。

議案第13号「平成25年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ17億9,153万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,492億3,788万4千円とするものであります。

議案書18ページから19ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の補正額の欄等をごらん願います。

なお、別冊となっております、平成25年11月の平成25年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に関する説明書についても、お目通し願います。

一般会計と同様に、平成24年度決算において繰越金が確定したため、平成24年度決算剰余金の繰越金への増額を行うことと、平成24年度の療養給付費負担金等の翌年度精算に伴い、国、県、市町村への返還金が生じることから、所要額の補正を行うものであります。

また、併せて、後期高齢者医療制度臨時特例基金を財源に充てて実施する、広報事業の拡充、及び柔道整復療養費適正化の推進のため、所要額の補正を行うものであります。

以上、議案第12号及び議案第13号につきまして、ご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第12号及び議案第13号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第12号及び議案第13号を一括採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号及び議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第13、議案第14号「岩手県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

谷藤広域連合長。

○広域連合長（谷藤裕明君） ただいま上程されました議案第14号につきまして、ご説明申し上げます。

岩手県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてであります。広域連合規約に基づきまして「稲葉暉 一戸町長」の任期満了に伴います後任といたしまして、岩手県町村会長であります「民部田幾夫 岩手町長」を適任と考え、選任したいと存じますので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

何とぞ、満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、質疑、意見を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 議案第14号「岩手県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて」を採決いたします。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、同意することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（菅原恒雄君） 以上をもって、日程は全部終了いたしました。

これをもって今期定例会を閉会いたします。

ご苦労様ございました。

閉会 午後 3時16分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 菅 原 恒 雄

副 議 長 田 村 繁 幸

署 名 議 員 阿 部 義 正

署 名 議 員 笹 渡 昇